第二十六条中「改正後国共済施行法」を「平成二十四年一元化法改正前施行法」に、「国家公務員共済組合法施行令」を「平成二十七年改正前国共済令」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」を「平成二十七年改正前昭和六十一年経過措置政令」に改める。

第二十七条第四項第二号中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三号中「国家公務員共済組合法」に改め、同項第四号中「改正後国共済法第九十九条第二項第三号」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号」に改め、同号ロ中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第六号中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第二十九条第一項及び第二項各号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十条第一項中「」並びに第三十一条において準用する改正後国共済法第九十九条第三項」を「」並びに第三十一条において準用する国家公務員共済組合法第九十九条第四項」に、「改正後国共済法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により算定した」を「同法第九十九条第四項（第一号を除く。）の規定により算定した」に、「改正後国共済法第百二条第三項」を「同法第百二条第三項」に改める。

第三十一条の二中「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十一条中「改正後国共済法第九十九条第三項」を「国家公務員共済組合法第九十九条第四項」に、「改正後国共済施行令第十二条の六第二項及び第三項」を「国家公務員共済組合法施行令第二十五条の三第二項及び第三項」に、「第九十九条第三項中」を「第九十九条第四項中」に改める。

第三十二条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第一欄中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「改正後国共済施行法」を「平成二十四年一元化法改正前施行法」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」を「平成二十七年改正前昭和六十一年経過措置政令」に改め、同表第四欄中「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十三条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第一欄中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「私立学校教職員共済法（」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（」に、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」に、「昭和六十年国共済改正法」を「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」に改める。

（平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部改正）

第四条　平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二　施行法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

第二条第六項第一号中「第二項（」の下に「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百一条の規定による改正前の」を加え、同条第七項第一号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）」に改め、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金の受給権を有する場合において、同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三号中「国家公務員共済組合法施行令」を「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令」に改める。

第七条第二項中「施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第五条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）」を削る。

第二条及び第二章の章名を削る。

第三条に見出しとして「（国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例）」を付し、同条第一項中「法第四十一条第一項」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第四十五条」に、「合衆国協定」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（次項において「合衆国協定」という。）」に改め、同条第二項中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に改め、「。以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に、「合衆国実施機関」を「合衆国協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関」に改め、同条第三項中「国共済法の短期給付に関する規定の適用に」を「国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定の適用に」に、「職員（国共済法）」を「職員（同法）」に、「、国共済法」を「、同法」に、「国共済法第二条第一項第四号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第四十一条第一項又は第二項」を「第四十五条」に、「により国共済法」を「により国家公務員共済組合法」に、「（国共済法」を「（同法」に、「、国共済法」を「、同法」に改め、同条を第二条とする。

第三章及び第四章並びに第五章の章名を削る。

第三十九条中「第五十六条第一項」を「第四十七条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十四条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第四十条中「第五十六条第一項」を「第四十七条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第六章及び第七章を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。